

## 裁判所に持ち込めないものの代表例

銃器，刃物等の凶器，爆発物その他の危険物

### 【例】

- ・けん銃，小銃，猟銃，空気銃（模造物を含む。）
- ・ナイフ，包丁，日本刀，カッター，はさみ，ペーパーナイフ，カミソリ
- ・きり，せんまい通し，アイスピック
- ・ヌンチャク，スタンガン，警棒，催涙スプレー，木刀
- ・ガスボンベ，スプレー缶，火薬類

※ 法令違反の疑いがある場合には，警察に通報します。

写真機，録音機その他これらに類する物

### 【例】

- ・デジタルカメラ，ビデオカメラ，ICレコーダー

※ これらのものは，裁判所の敷地，庁舎内では使用できず，原則として持ち込むことはできません。

ただし，かばんや収納ケースにしまっていたりすれば，持ち込むことができます（撮影機能や録音・録画機能の付いたスマートフォン等は，それらの機能を使用しないことを前提に持ち込むことができます。）。

※ 以上のほか，旗，のぼり，プラカード，拡声器等の持込み及びはちまき，ゼッケン，腕章等を着用しての入庁もできません。